

平成30年度業務実績評価について（案）

第3期中期目標期間見込評価について（案）

区 分	議決	対象範囲	法人全体
-----	----	------	------

エグゼクティブサマリー

- 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第32条第1項第2号及び第2項の規定に基づき、平成30年度業務実績評価書及び中期目標期間見込評価書を作成するものであり、本日議決いただき、厚生労働大臣へ提出するもの。

バックグラウンド

- 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）〈抜粋〉
第32条第1項 中期目標管理法人は、（中略）主務大臣の評価を受けなければならない。
- 二 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
- 第2項 中期目標管理法人は、（中略）各事業年度の終了後三月以内に、（中略）自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を主務大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

検証方法等

- 年金積立金管理運用独立行政法人法第29条に基づき、厚生労働大臣は「社会保障審議会資金運用部会」に諮問する。
- 独立行政法人の評価に関する指針において「評価に当たって当該法人の長からのヒアリングを実施するほか、役員等から必要な情報を収集し、当該法人の実情を踏まえた的確な評価を実施する」とされている。

今後の予定

- 6/28 厚生労働大臣へ提出
- 7/5 ホームページ上に公表
- 7月下旬予定 社会保障審議会資金運用部会
- 9月予定 厚生労働大臣評価結果通知及び公表

評価結果の活用

- 年度・中期計画の見直し、次期以降の計画策定
- 法人内部の組織体制の見直し、人事計画
- 法人内部の予算配分
- 業務手法の見直し
- 役職員の処遇（厚生労働大臣の業務実績評価に基づき決定される「業績勘案率」を用いて役員（常勤）の退職金の算定が行われる。）

平成30年度業務実績報告及び自己評価（案）について

事項	評価項目	27年度 自己評価→大臣評価	28年度 自己評価→大臣評価	29年度 自己評価→大臣評価	自己評価 (案)	重要度
国民に対し提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	I-1 管理運用の基本的な方針、運用の目標	B→B	B→B	B→B	B	○
	I-2 リスク管理	B→B	B→B	B→B	B	○
	I-3 運用手法、運用対象の多様化、株式運用における考慮事項	A→A	A→A	A→A	A	-
	I-4 透明性の向上	A→B	A→B	B→B	A	○
	I-5 基本ポートフォリオ等	B→B	B→B	B→B	B	-
	I-6 管理及び運用に関し遵守すべき事項	A→A	A→A	A→A	A	-
	I-7 管理及び運用能力の向上	B→B	B→B	B→B	B	-
	I-8 調査研究業務	B→B	A→B	B→B	B	-

事項	評価項目	27年度 自己評価→大臣評価	28年度 自己評価→大臣評価	29年度 自己評価→大臣評価	自己評価 (案)	重要度
業務運営の効率化に関する事項	II-1 効率的な業務運営体制の確立	B→B	B→B	B→B	B	-
	II-2 業務運営の効率化に伴う経費節減	B→B	B→B	B→B	B	-
財務内容の改善に関する事項	III-1 財務内容の改善に関する事項	B→B	B→B	B→B	B	-
その他業務運営に関する重要事項	IV-1 その他業務運営に関する重要事項	A→B	B→B	A→B	B	-

第3期中期目標期間 見込業務実績報告及び自己評価（案）について

事項	評価項目	27年度 大臣評価	28年度 大臣評価	29年度 大臣評価	30年度 自己 評価 (案)	中期目 標期間 見込評 価 (案)	重要 度
国民に対し提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	I-1 管理運用の基本的な方針、運用の目標	B	B	B	B	B	○
	I-2 リスク管理	B	B	B	B	B	○
	I-3 運用手法、運用対象の多様化、株式運用における考慮事項	A	A	A	A	A	-
	I-4 透明性の向上	B	B	B	A	A	○
	I-5 基本ポートフォリオ等	B	B	B	B	B	-
	I-6 管理及び運用に関し遵守すべき事項	A	A	A	A	A	-
	I-7 管理及び運用能力の向上	B	B	B	B	B	-
	I-8 調査研究業務	B	B	B	B	B	-

事項	評価項目	27年度 大臣評価	28年度 大臣評価	29年度 大臣評価	30年度 自己 評価 (案)	中期目 標期間 見込評 価 (案)	重要 度
業務運営の効率化に関する事項	II-1 効率的な業務運営体制の確立	B	B	B	B	B	-
	II-2 業務運営の効率化に伴う経費節減	B	B	B	B	B	-
財務内容の改善に関する事項	III-1 財務内容の改善に関する事項	B	B	B	B	B	-
その他業務運営に関する重要事項	IV-1 その他業務運営に関する重要事項	B	B	B	B	B	-